

1．地方分権改革

1 真の分権型社会の実現

1 地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・政策企画局・主税局)

- (1) 都市の財源を狙い撃ちするのではなく、地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 消費税込の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を早急に構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

しかし、我が国の財政は、国民が負担する租税収入の配分が、国税と地方税で6対4であるのに対して、国の歳出と地方の歳出の配分は4対6と、歳入と歳出における国と地方の比率が逆転している。

これまで国は、こうした状況を見直すことなく、都市と地方の財政力格差を理由に、累次にわたり不合理な税制度の見直しを行い、地方法人二税の国税化等を進めてきた。

こうした中、令和6年5月21日に財政制度等審議会が取りまとめた建議では、各地域の実情に応じた行政サービスの基盤として、偏在性が小さい地方税体系の構築が重要である旨の記載がなされている。

地方法人二税の国税化は、地方自治体の自主財源を縮小する措置であり、地方分権の理念に逆行するものである。もとより、地方税に地方交付税などを加えた人口一人当たりの財源で見れば、東京都は全国平均と同水準である。

日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が各々の個性や強みを発揮し自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、国から地方への権限移譲を進めるとともに、果たすべき役割と権限に見合った財源を一体として確保することが重要である。

このため、今必要なことは、地方間で限られた財源を奪い合うのではなく、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、地方税財政制度の抜本的な改革であり、その実現に向けて本腰を入れて取り組むべきである。

また、地方税収の安定的な確保という視点から、消費税込の国と地方の配分割合の見直しについて検討するなど、地方の将来にわたる安定的な自治体運営を可能とするため、本質的な議論を進めていくことが必要である。

さらに、これらと併せ、財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度に

ついて、法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むことが不可欠である。

< 具体的要求内容 >

- (1) 都市の財源を狙い撃ちにした地方法人課税の不合理的な見直し等は、地方分権に反するものである。地方間で限られた財源を奪い合うのではなく、地方が果たすべき役割と権限に見合うよう、日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な改革に取り組み、国・地方間の税財源の配分の見直しを行うこと。
- (2) 消費税収の国と地方の配分割合の見直しなど地方税源の拡充を図るとともに、地方分権に資する安定的な地方税体系を早急に構築すること。その際、税制の見直しに関しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平調整は行わないこと。
- (3) 財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税制度について、地方交付税の法定率の更なる引上げなどにより、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額を確保し、制度改善に取り組むこと。

2 大学の定員増抑制の見直しなど地方創生に資する施策の推進

(提案要求先 内閣官房・文部科学省)

(都所管局 政策企画局)

- (1) 真の地方創生の実現のため、地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 「東京 23 区の大学における定員増の抑制」を早期に撤廃すること。
- (3) 「高度なデジタル人材」に係る限定的な措置の撤廃はもとより、特に「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」は、先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が全国で活躍できる環境を整備すること。
- (4) 補助金制度等を使いやすいものとするなど、大学の研究者が研究活動に注力できる環境を整えること。

<現状・課題>

国は、地方創生を名目として、東京 23 区の大学における定員増を抑制する規制（以下「本規制」という。）を含む「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」を平成 30 年 5 月に制定し、同年 10 月に本規制を施行した。

地方創生の重要性に異論はないが、真の地方創生を実現するためには、地方への人の流れを無理につくることなく、各地方がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。そのためには、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、国から地方への権限とそれに見合った税財源の移譲を進め、地方の権限等の拡充を図るべきである。

こうした中、本規制は、場所だけを理由に、次代を担う人材の育成やイノベーションの創出に極めて重要な役割を担う大学に対して制限を課し、学生の選択や大学経営の自由を縛るものであり、学生の学びと成長の機会を奪うのみならず、大学の教育・研究体制の改革を滞らせ、大学ひいては我が国の国際競争力を低下させることにつながりかねない。

平成 14 年に工場等制限法が廃止されてから本規制が検討されるまでの間、東京の学生数は増加しているが、この増加は、東京近郊の学生によるものであり、

地方から東京への進学者が増加している事実はない。また、地方学生の進学先は、東京以外にも広がりを見せており、こうした傾向は、今日に至るまで継続している。したがって、本規制は導入時点から合理性が乏しい制度であり、オンラインを活用した柔軟な学びの浸透など、現下の社会情勢の変化を踏まえると、一層合理性を欠くに至っていると言わざるを得ない。

そのため、都は、規制の導入が検討されていた当時から明確に反対を表明し、法成立後も、国に対して繰り返し早期撤廃を要望してきた。

令和4年度に開催された国の有識者会議に合わせて、都は、これまでの早期撤廃に加え、特に人材の育成が急務となっている「デジタル分野などの先端分野」については先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が、日本全国で活躍できる環境を整備するよう求めてきた。しかし、同会議では、「高度なデジタル人材については、本規制の限定的な例外措置を講ずることを検討すべき」との方向性が示されたものの、対象が特定の分野に限られるなど不十分な内容であった。

令和5年6月には改正省令が公布・施行され、「高度なデジタル人材」について、一定の要件を満たすものに限り、23区内でも定員増が可能となったものの、7年以内に大学の定員を増加前に戻すことを前提とした限定的な措置となっている。社会経済情勢の変化が激しい今日において、時代の要請に応えた人材を迅速・柔軟に育成していくためには、「高度なデジタル人材」に係る限定的な措置を撤廃するとともに、「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」についても先行して規制を撤廃し、直ちに23区の大学を含む日本全体で総力を挙げて人材の育成を加速していく必要がある。

また、本規制の撤廃とともに、大学自体の機能強化も重要である。国は成長戦略において科学技術・イノベーションを一丁目一番地に掲げ、大学改革や研究力強化等に取り組んでいるが、これらをより効果的に実施し、大学の国際競争力を確保・強化するためには、研究活動における補助金申請等にかかる事務負担を減らし、研究者が研究活動に注力できる環境を整えることが不可欠である。

こうしたことから、以下のとおり要望する。

<具体的要求内容>

- (1) 真の地方創生の実現のため、東京都を含む全ての地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限と財源の拡充を図ること。
- (2) 日本全体の持続的な発展の妨げとなる本規制を、早期に撤廃すること。
- (3) 「高度なデジタル人材」に係る限定的な措置の撤廃はもとより、特に我が国の持続的な発展に不可欠な「脱炭素や科学技術・イノベーション、スタートアップ等の成長分野」は、先行して規制を撤廃し、直ちに日本全体で育成に取り組むとともに、大学で育成された人材が全国で活躍できる環境を整備すること。
- (4) 補助金制度等を使いやすいものとするなど、大学の研究者が研究活動に注力できる環境を整えること。